

2016年 2月 3号



歴史が違う「沖縄の平和教育」 あらゆる場面・生活全般で平和を意識



写真は反对協議会パンフから沖縄県名護市辺野古の海。安次富浩基地反对協議会協同代表提供。

岐阜市議会無所属クラブは2月8～10日、沖縄県うるま市、糸満市、那覇市を中心に平和教育、18歳選挙制度、庁舎建設等について行政視察をさせて頂きました。うるま市、糸満市ともに平和教育は学校教育という範囲ではなく、生活のあらゆる面で「平和」を意識され、関係を持たせて行政に組み込まれていると感じました。うるま市の修学旅行は小学校は平和公園、中学校は長崎市と決まっています。夏休みの宿題には家庭のおじいさんやおばあさんに、沖縄戦の経験など聞き取りし「作文」を書くなど、地域の方々との交流も通じて「戦争の悲惨」の継承に努力されていました。

糸満市は、沖縄戦の終焉の地であり、戦争遺構も多く、それらを通じての平和教育に努力されているとの事です。また、公費負担100%で長崎市の原爆被害研修に子どもたち代表を派遣する取り組みを続けているとのお話も聞きました。沖縄慰霊の日の前には生徒とPTAと一緒に平和行進をすることが当たり前になっているとの報告でした。

うるま市非核平和都市宣言 平成17年10月

戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することは、全人類が切実に念願するところである。わが国は、世界唯一の核被爆国として再び地球上にあの広島・長崎の惨禍を繰り返させてはならない。また、わが沖縄県は、第二次世界大戦における悲惨な地上戦を体験した。平和の尊さと戦争の悲惨さを体験したわれわれは、二度と戦争を繰り返してはならないことを願うものである。よって、うるま市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、ここに非核平和都市を宣言する。



与勝中学校前 三叉路

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

糸満市にある「平和啓蒙普及に関する条例」

(目的)

第1条 この条例は、糸満市が第二次世界大戦沖縄戦終焉の地として、世界の恒久平和を願う「糸満平和都市宣言」の理念のもと、戦争の悲惨さ、平和の尊さの教訓を次代へ継承し、平和行政を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 市長は、平和行政を推進するため、次の事業を行なう。

- (1) 平和思想の啓蒙普及に関する事業
- (2) 平和教育の推進に関する事業
- (3) 平和に関する情報収集及び交流事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(平和週間)

第3条 市長は、平和の尊さを市民に啓蒙するため、平和週間を設けるものとする。

2 平和週間は、毎年6月17日から6月23日までと定める。

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

※ 平和週間が市条例で7日間定められ、各種取り組みが行なわれる。(M)



安次富 共同代表

辺野古テント村村長 安次富 浩 ヘリ基地反対協議会共同代表 と交流
今回の視察は田中議員の企画と尽力で成功しました。2日目は糸満市に入る
少し前に辺野古の海で監視活動を試みえる団体の代表に、地理説明や活
動経過を聞く機会を持ち、現実には基地恩恵より観光収益がはるかに大と話。



松原のりかず
☎058-253-2500